

彦根市『学習者用端末活用のルール』について

(学校での活用版)



令和 年 月 日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、学習者用端末を上手に活用していくことが大切です。学習者用端末はみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、彦根市は、『学習者用端末活用のルール』を定めました。全校児童(生徒)でこのルールを守り、学習者用端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 学習者用端末を使う目的

- ・学校で貸し出す学習者用端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外では使えないので、十分に気をつけて正しく活用しましょう。

2 学習者用端末を使う場合について

- ・学習者用端末を使うときは、先生の指示をよく聞き、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけましょう。
- ・学習者用端末の画面は、**指やタッチペンでふれましょう。タッチペンのとがった方でふれたり、落書きしたり、磁石を近づけたりするのは絶対にやめましょう。**
- ・学習者用端末に貼ってある番号シールは、はがさないようにしましょう。
- ・学習者用端末を他人に貸したり、使わせたりしません。また、他人の学習者用端末を無断で操作しないようにしましょう。
- ・学習者用端末を落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけましょう。
- ・学習者用端末を持ったまま走ったり、地面に置いたりしないように気をつけましょう。
- ・学習者用端末に水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしません。また、日光の下やストーブの近くなどに置くと、故障の原因になるので置かないようにしましょう。
- ・休み時間や放課後に使う時も、先生が認めたこと以外に使いません。

3 カメラでの撮影について

- ・先生が許可した時に、カメラは使うことができます。
- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいましょう。

4 データの保存について

- ・学校の学習者用端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけを**指示された場所**に保存しましょう。
- ・学校から指示のないファイルダウンロード・アプリ・ソフトのインストールは禁止です。

5 保管について

- ・学習者用端末を片付けるときは、画面をきれいにしてから、**充電保管庫内の決められた色のかご**に入れましょう。
- ・**タッチペン**は、**教室の決められた場所に片づけ**ましょう。

6 安全な使用について

- ・インターネットは正しく使えば 学習を広めたり、生活を便利にしたりすることができますが、中には怪しいサイトや、個人情報をたくみに得ようとする悪徳なサイトもあります。インターネットには制限がかけられていますが、もし、危険だと思われるサイトに入ってしまったときには、すぐに電源を落とし、先生に知らせましょう。

7 個人情報等について

- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）はインターネット上に絶対に上げないようにしましょう。
- ・人（誰か）を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは絶対に書き込みません。
- ・他人の ID の不正利用、学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、ハッキング、アプリ内課金などは、絶対にやめましょう。

8 設定の変更など

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの学習者用端末の設定は、勝手に変えないようにしましょう。
- ・USB メモリや SD カード等の外部装置・周辺機器の接続および利用は禁止します。

9 不具合や故障について

- ・学習者用端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときや、破損、故障、紛失したときは、すぐに先生に知らせましょう。

10 使用の制限について

- ・彦根市『学習者用端末活用のルール』が守れないときは、学習者用端末を使うことができなくなります。

11 その他

- ・**卒業までこの学習者用端末を使います。彦根市から借りているものなので、大切に使い**ましょう。不適切な使い方によって学習者用端末が破損、故障した場合、また、故意に紛失した場合は、修理等の費用が発生する場合があります。
- ・**中学校を卒業した時、彦根市立の中学校以外の学校へ転校した時は、クラウドサービス内や学習者用端末内に保存されているデータは削除されます。**
- ・書かれていない内容については、必要に応じて教育委員会事務局で協議決定します。